

第 2 次鴨川市総合計画（第 2 次鴨川市基本構想）及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1 第 2 次鴨川市総合計画

（1）策定の趣旨

本市は、平成 17 年 2 月 11 日の合併以来、旧市町合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」をはじめ、平成 18 年度から 27 年度までを計画期間とする「鴨川市総合計画（第一次鴨川市基本構想）」では、「自然と歴史を活かした観光・交流都市」を合併新市の将来都市像として掲げ、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とする「第 2 次鴨川市総合計画（第 2 次鴨川市基本構想）」では、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川」を次期の将来都市像とし、これを実現するため、計画に沿った数多くの施策に取り組んできました。

本市における第 3 次 5 か年計画は令和 2 年度をもってその計画期間が終了することから、これまでの取組みによる成果等を総括しながら、現下の社会情勢を踏まえた課題に的確に対応し、地域特性、地域資源を最大限に活用した積極的な施策展開を図っていくため、新たな 5 か年計画（第 4 次 5 か年計画）を策定を図ります。

第 4 次 5 か年計画は、平成 28 年から令和 7 年までを期間とする第 2 次基本構想の後半 5 年間に実施する施策及び事業を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業を示すため策定するものです。

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
基本構想	基本構想 平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間									
基本計画	第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間					第 4 次 5 か年計画 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間				
実施計画	前期実施計画 平成 28 年度から 平成 30 年度の 3 年間					前期実施計画 令和 3 年度から 令和 5 年度の 3 年間				
	2 年次目 に見直し	後期実施計画 平成 30 年度から 令和 2 年度の 3 年間				2 年次目 に見直し	後期実施計画 令和 5 年度から 令和 7 年度の 3 年間			

(2) 総合計画の構成

①基本構想

まちづくりの長期的な指針として、本市が目指す将来都市像、まちづくりの基本方針、土地利用に関する基本方針、施策の大綱及び将来人口推計、その他まちづくりに関する基本的な事項を示すものです。

②基本計画

基本構想に示す将来都市像や基本方針を具現化するために必要な施策について、施策の大綱に即した施策別の現状と課題、施策の目的や方向性など体系的に定めるものです。

③実施計画

基本計画で定められた施策を実現するための具体的なかつ主要な事務事業を定めるものです。

(3) 目標年次

①基本構想：平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間

②基本計画：10 年間の基本構想のうち、前期 5 年分を第 3 次 5 か年計画、後期 5 年分を第 4 次 5 か年計画とします。

③実施計画：第 4 次 5 か年計画の実施計画は、令和 3 年度から 5 年度までの 3 か年分を前期実施計画とし、経済社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、当該計画の 2 年次目に見直しを行い、令和 5 年度から 7 年度の 3 か年分を後期実施計画とします。

2 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 策定の趣旨

まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定に基づき、国及び千葉県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、平成 28 年 1 月に鴨川市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

この総合戦略では、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの 4 つを戦略の柱とし、この柱に即した基本目標と施策の方向、重点的に推進すべき横断的な施策と基本的な施策とで構成されています。

〇まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 抄

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 総合戦略の構成

① 鴨川市人口ビジョン

本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるに当たり、人口等の現状を分析し、人口等に関する市民の認識を共通化するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

なお、将来展望の期間は、国立社会保障・人口問題研究所による既存の人口推計の期間である令和 27（2045）年までとしています。

② 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第 10 条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付け、人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた今後 5 年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。

③ 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係るアクションプラン

総合戦略に位置付けられた施策を実現するための具体的な事務事業と、そのスケジュール及び活動指標等を示すものです。

3 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する方針

次期地方版総合戦略の策定については、国・県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案したうえで、切れ目なく策定することが求められています。

現行の総合戦略は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の計画期間としていたことから、令和 2 年度を始期とする次期総合戦略の策定を今年度から取り組む予定としていました。

しかしながら、総合戦略と 5 か年計画の計画期間と一致させることにより一体的に策定できるようになることや、市の上位計画である 5 か年計画の策定前に総合戦略を策定するという逆転現象を解消できることなどから、現行の計画期間を 1 年間延長し、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間とします。期間延長に伴う改訂については、令和 2 年 2 月ころまでの策定を目指し作業を進めます。

これにより、令和 2 年度に総合戦略の検証・総括及び策定作業を行い、次期総合戦略は令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年を計画期間とします。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想 平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間										
基本計画	第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間					第 4 次 5 か年計画 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間					
総合戦略	鴨川市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 平成 27 年度から令和元年度の 5 年間 ↓ 期間延長 平成 27 年度から <u>令和 2 年度の 6 年間</u>					次期まち・ひと・しごと 創生総合戦略 令和 3 年度から 7 年度の 5 年間					

(1) 目標年次

- ①鴨川市人口ビジョン（令和 3 年 2 月改訂）
将来展望の期間：令和 27（2045）年
- ②次期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間：令和 3 年～ 7 年
- ③次期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係るアクションプラン
計画期間：令和 3 年～ 7 年

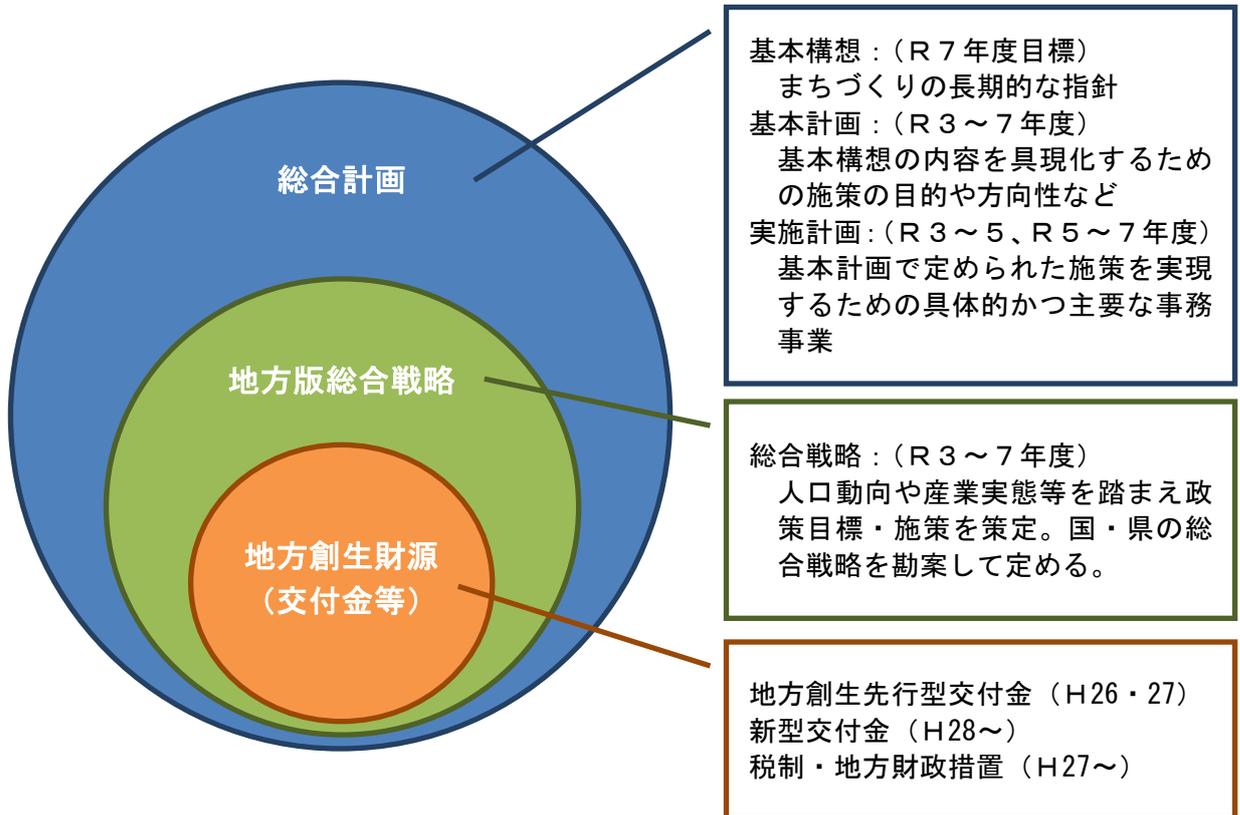
4 総合計画と総合戦略の関係

総合戦略は人口減少の克服や仕事づくりを目的としたものであり、市のあらゆる分野に及ぶ総合計画等とは、目的や含まれる政策の範囲等は、必ずしも一致するものではないが、これらの事項は、市全体として取り組むべき重要なテーマであり、総合戦略が総合計画に位置付けられることは、施策の一体的な推進を図る観点からも、必要不可欠なものです

このため、総合戦略は、総合計画とは別の独立した戦略として策定するものの、この戦略に基づく施策・事業は、組織横断的なプロジェクトとして次期総合計画に明確に位置付けるべく、並行して策定作業を進めることとしました。

総合計画においては、第3次5か年計画の重点戦略として、総合戦略の内容を位置付けています。また、総合計画事業の単位で、総合戦略事業を設定しています。

【総合計画と地方版総合戦略の関係（イメージ）】



※R3以降の総合計画と地方版総合戦略の計画期間は同一とする。

5 第4次5か年計画及び次期総合戦略の策定体制

第4次5か年計画等の策定に当たっては、総合計画審議会をはじめ、市内の各地区、産業分野、年代層等に配慮した住民協議会など広く市民の意見を求める場を設定し、策定過程における情報提供などにも努めながら、市民意見を十分に反映した計画の策定を目指します。

また、策定事務に携わる行政内部にあっては、計画の実現性と精度を高めるため、全庁的な推進体制の整備を図ります。主な策定体制は以下のとおりです。

(1) 総合計画審議会

鴨川市附属機関設置条例（平成31年条例第4号）に基づき設置する総合計画審議会において、市長の諮問に応じ、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について必要な調査及び審議を行います。

(2) 市民参画の推進

新たな総合計画等の策定に当たり、市民参画の具体的な手法は次のとおりです。

① 市民意識調査

令和元年度に実施する「鴨川市まちづくりアンケート」の調査結果を基に、今後のまちづくりに対する課題や市民ニーズを的確に把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。

② 各種団体長会議

鴨川市の全部又は一部をその区域として活動する公共的団体等の代表者から、本市の将来都市像、目指すべき施策の方向や具体的な取組みなどについて意見交換を行います。

③ 住民協議会

テーマを設定し、又は施策分野ごとの現状や課題、これを解決するための施策の方向や具体的施策について検討、協議をいただきます。なお、会議は、全体会と分科会を設けることを予定しています。

④ パブリックコメント

第4次5か年計画（案）について、広く市民の皆様からの意見などをいただきます。なお、寄せられた意見などの反映結果等はこれを公表します。

6 策定スケジュール（予定）

- 令和元年8月 基本方針の決定
- 令和2年4月～令和3年3月 計画及び総合戦略の策定
- 令和3年4月 第4次5か年計画スタート

項目	令和元年度				令和2年度			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
基本方針の策定	→ ● 策定							
基本計画の策定				→ ● 策定				
前期実施計画の策定						→ ● 策定		
総合計画審議会		→						
市民意識調査		→						
住民協議会			→					
パブリックコメント						→		
市議会	→ 計画策定過程における情報提供や説明など							